

16 監査公表第 13 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

平成 16 年 9 月 6 日

福岡市監査委員	浜 地 輝 一
同	星 野 美恵子
同	高 橋 宏 和
同	上 野 寛

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査の対象，区分，範囲及び実施期間

(1) 監査の対象局，区分，対象期間及び実施期間

ア 総務企画局

(事務監査)対象期間 平成 15 年 5 月から同 16 年 6 月まで  
実施期間 平成 16 年 5 月 10 日から同年 6 月 4 日まで

イ 財政局

(事務監査)対象期間 平成 15 年 5 月から同 16 年 5 月まで  
実施期間 平成 16 年 5 月 10 日から同年 5 月 21 日まで

ウ 環境局

(事務監査)対象期間 平成 15 年 5 月から同 16 年 5 月まで  
実施期間 平成 16 年 5 月 11 日から同年 5 月 31 日まで

エ 土木局

(事務監査)対象期間 平成 15 年 5 月から同 16 年 5 月まで  
実施期間 平成 16 年 5 月 10 日から同年 5 月 21 日まで

オ 建築局

(事務監査)対象期間 平成 15 年 5 月から同 16 年 5 月まで  
実施期間 平成 16 年 5 月 10 日から同年 5 月 21 日まで  
(工事監査)対象期間 平成 14 年 4 月から同 16 年 3 月まで  
実施期間 平成 16 年 5 月 6 日から同年 6 月 15 日まで

カ 港湾局

(事務監査)対象期間 平成 15 年 5 月から同 16 年 5 月まで  
実施期間 平成 16 年 5 月 11 日から同年 5 月 25 日まで  
(工事監査)対象期間 平成 14 年 4 月から同 16 年 3 月まで  
実施期間 平成 16 年 5 月 6 日から同年 6 月 15 日まで

(2) 監査の対象事務

事務監査は各局所掌の財務に関する事務及び事務の執行を，工事監査は各局所掌の工事等を対象とした。

3 監査の方法

監査は，前記の対象事務が，適正かつ効率的に行われているかを主眼として，事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を，工事監査は別表 1～2 の工事等に係る関係書類を検査するとともに，関係職員から説明を聴取し，必要に応じ現地調査を行った。

#### 4 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

##### (事務監査)

##### (1) 総務企画局

###### ア 負担金支出に係る適正な事務処理を求めるもの

市が負担金を支出し、かつ、市に事務局が置かれていた「福岡・唐津広域交流協議会」については、平成 14 年度をもって解散しているが、平成 14 年度決算において翌年度への繰越金が計上されており、実査日現在においても精算未了のままとなっていた。適正な事務処理をされたい。

(企画課長)

###### イ 物品管理事務について適正な事務処理を求めるもの

物品は、その性質、用途に応じ常に善良な管理者の注意をもって保管し、又は管理しなければならない。また、物品管理者は、その用途及び使用状況等を随時点検しなければならない。しかしながら、国際交流事業及び福岡学生交流会館運営事業に必要であるとして、(財)福岡国際交流協会に無償貸与している物品の管理について、当初の覚書のみで、以後の管理がなされていなかった。

貸与物品の管理について、適正な事務処理をされたい。

(国際企画課)

##### (2) 財政局

###### 基金に属する財産について効率的運用並びに適正な管理を求めるもの

地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために基金を設けることができ、確実かつ効率的にこれを運用・管理しなければならない。しかしながら、財政局所管の土地開発基金に属する土地において、使用に係る適切な手続きがなされないまま、防犯灯や電柱の支線・電話線が設置されているもの、土地の一部が家庭菜園として無断で使用されているものが見受けられた。

基金に属する財産については、関係法令等により適正な管理に努められるとともに、基金の設置目的に従い、土地の有効活用や確実かつ効率的な運用について検討されたい。

(財産管理課)

##### (3) 環境局

###### 委託契約事務について注意を求めるもの

設計書は当該業務に必要な経費を算定するための資料となるものであることから、数量の設定においては、業務の内容に応じたものとなるよう過去の実績等を勘案し、経済的に見込むなど慎重に行わなければならない。また、その業務内容に変更が生じた場合には、福岡市契約事務規則等の関係法令に則り、契約の変更手続きを行わなければならない。しかしながら、平成 15 年度「不法投棄防止警備業務委託」において、カメラによる監視業務の巡回日数の設定が実績に比べ過大であったと思われ、設定日数を下回った日数に係る委託料について、減額等の契約の変更手続きを行っていないかった。

今後、委託契約事務に当たっては、適正な数量を設定するとともに、業務の内容に変更が生じた場合には、関係法令に則り契約の変更手続きを行うよう注意されたい。

(環境啓発課)

##### (4) 土木局

###### 物品管理事務について注意を求めるもの

物品は、計画的に購入するとともに、常に善良な管理者の注意をもって保管、管理がなされ、物品出納簿によりその出納を整理しなければならない。しかしな

がら、平成14年12月に購入されたよかネットカードについて、購入時に購入した額が物品出納簿に記載されず、その後、随時購入したとして平成15年5月1日まで継続的に受け入れたように記載され、出納整理がなされていた。

今後、物品の購入及び出納に当たっては、福岡市会計規則に則り適正な事務処理を行うよう注意されたい。

(道路管理課)

(5) 建築局

委託成果品の有効活用について注意を求めるもの

委託により得られた成果品については、有効に活用しなければならない。しかしながら、平成15年度「まちのルールづくり周知・啓発推進委託」において、建築協定や地区計画を活用したまちのルールづくり周知・啓発用として制作したビデオテープについて、関係課等への配付がなされていなかった。

委託により得られる成果品については、有効に活用されるよう十分注意されたい。

(建築指導課)

(6) 港湾局

委託契約事務の適正化を求めるもの

指名競争入札により契約を締結する場合は、競争入札有資格者名簿に登載された者のうちから、指名基準に基づき入札参加者を指名し、入札により最低価格入札者を落札者として決定した後、契約を締結することとなっている。しかしながら、平成15年度「博多港コンテナターミナルオペレータ育成方策検討調査委託」については、3者の指名競争入札による契約となっていたが、実際は、特定の業者を選定して業務を実施させており、書類上、競争入札の形式としていたものであることから、契約事務の手続きに関して不適切な事務処理であった。

今後、かかることのないよう、事務処理のチェック機能を強化するとともに、再発防止策を検討されたい。

(計画課)

(工事監査)

(1) 建築局

ア 設計積算について検討を求めるもの

平成15年度「平成15年度市営城浜住宅19棟全面的改善管工事」

(契約金額 2,942万 4,150円)

当初設計においては、各住戸の私設水道メータは既設品を再利用することとなっていたが、給水方式の変更に伴い水道局所管の水道メータを設置することとなった。これに伴い私設水道メータが、本工事において産業廃棄物として処理されていた。

今後は、市営住宅の改善工事等により発生する私設水道メータのリサイクル等を検討されたい。

また、既存住宅の維持管理において、計量法に基づく有効期間の満了に伴い発生する私設水道メータについても併せて検討されたい。

(住宅部)

イ 施工管理について注意を求めるもの

(ア) 平成12年度「平成12年度千代1丁目複合施設管工事」

(契約金額 1億 4,280万円)

本設計によると、特記仕様書及び図面等に記載されていない事項は「『機械設備工事共通仕様書』による」となっている。

この共通仕様書では、「燃焼機器のガステーブル、高さ1.0mを超える食器消毒保管庫等は、地震時に転倒及び位置ずれを起こさないように床又は壁に取り付けること」となっているが、本工事においては取り付けられていなかった。

「機械設備工事共通仕様書」に基づき、適正な施工管理に努められたい。

(住宅建設課 保健福祉局高齢者施設課関連)

- (1) 平成15年度「平成15年度公営住宅八田第2団地家屋除却(その6)工事」  
(契約金額 1,512万円)

「労働安全衛生規則」では、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合には、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないが、屋根撤去作業において、危険防止の措置がなされず作業を行っていた。

今後は規則を遵守し、作業中の安全管理について、請負者への指導の徹底を図られたい。

(建替整備課)

- (2) 港湾局

ア 設計積算について注意を求めるもの

- (ア) 平成15年度「箱崎ふ頭(-10m)岸壁補修工事」

(契約金額 1億 2,422万 9,700円)

コンクリート舗装の鉄網については、設計では標準となる鉄筋量以上の規格の鉄網で計上されていたが、その鉄網を使用する明確な根拠がなかった。つづいて、施工においては協議により標準の鉄網を使用されているが、その契約変更がなされていなかった。

今後は、適正な契約変更をされるとともに、明確な根拠を持った経済的な設計積算を図られたい。

(維持課)

- (イ) 平成15年度「アイランドシティ地区平成15年度3工区在来地盤改良工事」  
(契約金額 7億 5,600万円)

- a 埋立地の地盤改良において、サンドドレーン工法を採用して施工されているが、サンドドレーンの設計積算にあたって、施工単価に関係する補正係数の採用に誤りがあった。

今後は十分注意し、適正な設計積算を図られたい。

- b サイン塔の図面が設計図書に添付されていなかった。発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、図面による明示が必要である。

今後は十分注意して適正な設計図書の作成を図られたい。

(建設課)

イ 設計積算及び施工管理について注意を求めるもの

- (ア) 平成14年度「中央ふ頭地区下水管設置・撤去工事」

(契約金額 5,339万 4,600円)

- a 不用となった下水道管の撤去後、更地にする部分の埋戻しにおいて、地下水が多いことから砂で埋戻しがなされているが、地下水の影響のない部分は、真砂土等の安価な材料の使用を検討すべきであった。

今後は十分検討され、経済的な設計積算を図られたい。

- b 「労働安全衛生規則」では、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合には、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないが、掘削深さの計測作業において、危険防止の措置がなされず作業を行っていた。

今後は規則を遵守し、作業中の安全管理について、請負者への指導の徹底を図られたい。

(工務課)

別表 1

## 建築局 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
平成 1 4 年度公営住宅蒲田団地造成 工事	当初 26,229,000 円	平成 14 年 11 月 30 日から
	変更 28,052,850 円	平成 15 年 3 月 25 日まで
平成 1 4 年度公営住宅屋形原団地家 屋除却(その 1) 工事	18,165,000 円	平成 14 年 9 月 12 日から 平成 14 年 11 月 10 日まで
平成 1 4 年度公営住宅原田四丁目団 地新築工事	786,450,000 円	平成 15 年 2 月 19 日から 平成 17 年 3 月 15 日まで
平成 1 5 年度市営下山門住宅 2 5 棟 外全面的改善エレベーター工事	100,800,000 円	平成 15 年 11 月 28 日から 平成 16 年 3 月 25 日まで
平成 1 3 年度公営住宅八田第 2 団地 1、2 地区浴槽、風呂釜設置工事	当初 18,889,500 円	平成 14 年 6 月 14 日から
	変更 18,390,750 円	平成 15 年 3 月 15 日まで
外 1 2 件省略		

別表 2

## 港湾局 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
博多ふ頭地区緑地整備工事(その 4 )	当初 67,725,000 円	平成 14 年 8 月 20 日から
	変更 72,185,400 円	平成 15 年 3 月 14 日まで
箱崎ふ頭(-10m) 岸壁補修工事	当初 106,050,000 円	平成 15 年 8 月 6 日から
	変更 124,229,700 円	平成 16 年 3 月 15 日まで
アイランドシティ地区 1 工区地盤改 良工事(その 1)	当初 126,525,000 円	平成 14 年 5 月 10 日から
アイランドシティコンテナターミナ ル(C1) 管理棟外新築工事	変更 132,598,200 円	平成 14 年 11 月 5 日まで
	当初 382,200,000 円	平成 14 年 8 月 17 日から
港務艇製造	変更 385,551,600 円	平成 15 年 7 月 31 日まで
	当初 150,990,000 円	平成 14 年 5 月 3 日から
	変更 174,497,400 円	平成 15 年 3 月 10 日まで
外 2 1 件省略		